

ドイツ会計理論の現代的即応

荒川邦寿

はじめに

今日、一般に通用している近代会計理論は、取得原価主義に基づいて測定せられた実現収益と発生費用とを対応せしめて、その差額を企業利益として報告するものにほかならない。しかしながら、現実の経済社会の進展は、しだいにこのような会計構造が前提している貨幣価値の安定と個別商品価格変動の無視という仮定の非現実性を露わにしてきた。そこで、企業会計の実践主体たる経営者の行動を指導する近代経済学の分野においても、名目的な会計的利益概念と実質的な経済的利潤概念との背離を非難し、「新しい利益計算構造」の再構成とその理論づけを求めるにいたった。さしあたり、このような試みは、近代経済学のなかからめばえた社会会計論 (Social Accounting, Economic Accounting) の分野と、五〇年代以降のアメリカ「現代会計理論」の形成指向、ならびに最近におけるドイツ会計理論の現

ドイツ会計理論の現代的即応

代的即応においてみられるようである。

本稿は、わたくしがこれまでとりあげてきた「社会会計論」とアメリカ「現代会計理論」の吟味をかえりみながら、これらに対応する最近のドイツ会計理論の動向についての覚え書を研究ノートとしてまとめしてみたものである。その結果、わたくしには、最近におけるドイツ会計理論の現代的即応が、近代経済学的利潤概念の測定に指向して、いまやその伝統的な企業価値評価論の再検討を要請せられているようにみうけられた。そこで、わたくしはまた、これを手掛りに最近の経営分析領域における企業評価手法の発展に対する吟味にも役立て、そこからさらに現代会計の特質とその現実的機能の面についての考察をもふかめてゆきたいと考えたわけである。

注 「社会会計論」とアメリカ「現代会計理論」についての吟味は、拙著『現代アメリカの会計理論』、昭和四十四年、悠久出版刊、にとりまとゆてあるので参照されたい。

一 「現代会計理論」の動向

第二次大戦後の政治的処理を経て各国経済の成長競争が展開される一九五〇年前後の過程で、それまでの「近代会計理論」(Modern Accounting Theory) に対して「現代会計理論」(Current Accounting Theory) とも呼ぶべき「新しい利益計算構造」の形成指向がみられるにいたった。その主たる特徴のひとつは、まずもって、近代経済学における利潤概念の測定に集点を置いた点であろう。

もともと、近代経済学上の利潤概念は、それ自体、多分に主観的な概念として、たとえば、ヒックスの定義したように、「ある人の所得は、彼がその週の間消費することができ、しかも週末において週初と同じ裕福さであると期待することができる」ところのものである。この概念が個人の問題から企業の会計の問題に移される場合、そこで「期待する人」としての経営者、すなわち会計主体と、彼の「期待する裕福さ」そのものとしての企業財産＝資本、すなわち会計対象が明確にされねばならないが、その場合でも、企業利潤は「期の終りに企業に現存する純財産で稼得しようと期待される将来の純収入の割引価値を合計し、その期の始めに同様にして計算された価値額を差引くことよって測定される」ものといわれるのみである。したがって、エドワーズとベルのいうように、「長いこと会計学的利益概念を批判し、それに代って経済学的利潤概念を導入し

ようと試みた学者は、ほとんど常に会計上の測定目的から脱線してしまつた」(注2)。すなわち、そこでの最大の難点は、まず第一に経済学的利潤概念の主観性と会計学的利益概念の客観性との背離であり、第二に経済学的利潤測定における時価評価の理論的斉合性と、会計学的利益測定における評価損益処理の実践的可能性、ことに保守主義といわれる利益表示への政策的考慮なるものとの衝突にあつたのである。

そこで、このような近代経済学的利潤概念から出発した会計構造として、「社会会計論」の分野では、ブレイに示されたように、いわゆるケインズの所得方程式

$$Y = C + S, S = I$$

(注論＝益端+貯蓄、貯蓄＝貯蓄)

に基づいて、従来の勘定体系の意味づけを再構成し、その時価、具体的には「ラストコスト」(Last cost) 評価による実質利益の測定と「付加価値」配分による蓄積＝投資の関係と、福祉＝厚生のプロセスを表示せしめようとしたものである。(注3)

また、アメリカ「現代会計理論」は、エドワーズとベルにおいて、たんに企業の主観価値に生じた利子にすぎない経済学的利潤概念が、実は企業財産の市場価値の純増分に転換し、客観化していることがあきらかにされ、これを測定するための「カレント・コスト」(Current cost) 評価基準を確立することによって、企業資産の実質的維持を図ることが目指されたのである。

しかしながら、これらの試みは、いずれもさきに指摘した第一、第二の点、とりわけ第二の時価主義会計の首尾一貫性において技術的にもつまづいた。すなわち、いわゆる保守主義会計実践は、それまでの取得原価主義会計の枠内でも、会計主体たる経営者の目的に従がい、後入先出法や加速償却法の採用など、費用評価の時価主義化によって投下資本の早期回収をはかる一方、在高評価における取替時の評価差額部分を圧縮記帳して「中和化」し、秘密積立てせしめてきた。そして、こうした会計処理を税法、商法などの法的規範によって制度的に合法化してきたのである。ところが、技術革新と物価変動の不均等発展は、こうした保守主義会計実践のみによって、果して社会的な再生産構造の変化に対応する個別企業の相対的価値維持を達しうるか、激化する資本競争の激化に優先する革新と成長をのぞみうるか、という疑念と不安を増大した。まさに、「社会会計論」の登場に求められたものは、そうした「社会的バランス」を解析し、これに適応する経営者の意思決定に役立つことであった。さらに、アメリカ「現代会計理論」の形成をうながしたものは、一般物価水準のみでなく個別財貨の価格変動にも対処して、その実質的価値維持をはかりうる「新しい測定基準」の策定によって、この資本主義社会の革新と成長に関わる「未来の企業行動を選択する経営者の意思決定評価」に役立つとするものであった。^(注4)だが、「社会会計論」は、リトルトンのように^(注5)、「付加価値」分析などの勘定解析技法を残したにとど

ドイツ会計理論の現代的即応

まり、アメリカ「現代会計論」また、デイッケンズとブッフパーンの指摘したように、「カレント・コスト」ないし「リブレースメント・コスト」基準が客観性をもちえたとせよ、その費用評価替による水増分と、資産に生じた保有利得 (Holding gains) 部分との「相殺現象」によって、いわば「手詰り」状態におちいつてしまった。ことに、従来の保守主義会計実践によって秘密積立てしてきた「保有利得」を会計理論の首尾一貫性のゆえに公表利益とすることは、たとえ意思決定評価のためとはいえ、政策主体としての経営者の立場から絶対的に容認しうるようなことではなかった。かくて、「現代会計理論」は「破綻」せざるをえなくなったわけである。

そこで、アメリカ「現代会計理論」は、いわばそれまでの記述的な (Descriptive) 会計構造的再検討と「断絶」し、むしろ未来指向的な (Normative) 会計情報論的再構成への途を歩むことになる。その限りで、時価基準による会計資料は、取得原価基準による資料と並んで「多元の評価に基づく会計報告書」のなかに包括され、すでに指摘したような理論的斉合性と実践的可能性との矛盾、撞着を問われることを回避することになり、それを通して会計主体の政策的考慮をも「中和化」することになった。一九六六年の A・A・A・『基礎的会計理論に関する報告書』(A Statement of Basic Accounting Theory) が、そうした会計理論の「転向」を如実に物語っているのである。^(注7)

では、このような「社会会計論」およびアメリカ「現代会計理論」の歩んだ途に對して、ドイツ会計理論の現代的即応はどうであつたか。

- (註一) J. R. Hicks "Value and Capital" pp. 171~188.
 (註二) E. O. Edwards. & P. W. Bells. "The Theory and Measurement of Business Income", p. 24.
 (註三) F. S. Bray "Four Essays in Accounting Theory" p. 55.
 (註四) Edwards & Bells, *ibid.* p. 27. (注)の吟味については拙著「現代アメリカの会計理論」六〇~六五頁をも参照されたい。
 (註五) Book Review, F. S. Bray. "The Interpretation of Accounts", by A. C. Littleton. (The Accounting Review, '58).
 (註六) R. L. Dickens & J. O. Blackburn, Holding Gains on Fixed Assets: An Element of Business Income? (The Accounting Review, Apr. '64).
 なお、これに對する反論として S. A. Zeff & W. D. Maxwell, Holding Gains on Fixed Assets-A Demurrer. (The Accounting Review, Jan. '65) がある。論争点については、前掲拙著一四三~一四九頁を参照されたい。
 (注七) いわゆる ASOBAT とされるこの報告書の意義については、前掲拙著一八九~一九四頁を参照されたい。

二 動的貸借対照表論の再解釈

節を改めて主題の考察にはいることとしよう。戦後西ドイツの会計学界は、グーテンベルグ派を中心に近代費用理論や計画

原価論、投資理論などが主にとりあげられ、伝統的な貸借対照表論は一時影がうすれた感があった。これは「奇跡の復興」をとげるにいたる西ドイツ経済にあって、なによりも生産性向上に焦点をおく管理会計技法の精錬が優先したこととあらわれでもあったが、このほば六〇年代頃までの間にも、ミユンスターマンやハゼナックなどによるシュマーレンバッハの動的貸借対照表論の部分的修正ないし補完の試みも達せられてきたのである。また、ワルプやコジオールなど、動的思考の拡大としての金融的、収支的貸借対照表の構想や、損益計算と資金計算の有機的結合をはかったルチフの運動貸借対照表、さらには創造価値測定への応用を目指したレーマンの研究などもすすめられてきたのである。他方、かつてシュミットの有機的貸借対照表論で最高調に達した時価思潮も、再びハックスの経営実体維持論などによって新展開をとげ、なおその財務会計分野の伝統の強さを感じさせるに十分な成果もあった。ただ、これらはいずれにせよ計算構造の形式的な再構成のための概念的吟味というべく、その点、会計の目的とする利潤概念そのものの再検討から、理論体系の変容、ことに会計情報論としての構造的変革をもとげたアメリカ「現代会計理論」の大胆な展開とは対照的であった、ともいえるのである。

しかしながら、このようなドイツ会計理論においても、六〇年代以降その変容のきざしがみられないわけではなかった。それは、アメリカ「現代会計理論」の場合と同様、企業の運営な

いし指導に関する判断の基礎を与えるために、現在ほもとより将来の効果をもふくめた「新しい利潤計算」の体系化という要請であった。ドイツ会計理論は、このような要請に対してまず次のような指向をとった。ひとつは貸借対照表の内容を将来価値からなるものとして解釈し直そうとするもので、これはケーファーの所説などに示された。^(注1)もうひとつは近代経済学上の利潤概念の導入による会計構造の再検討であつて、これはミュンスターマンなどの所説にひきつがれたものである。

ケーファーによれば、貸借対照表は将来の発展動向を示唆して企業の運営、指導に役立つべく、一定時点において期待される財貸用役の将来流入（見込み）を借方資産において、またその将来流出（危険）を貸方負債、資本において示すものと解釈される。もともと、動態論では貸借対照表項目を収入、支出と収益、費用の時間的不一致によるものと解釈してきたが、このことは借方に将来の費用と収入、貸方に将来の支出と収益を表示する経過計算の場として貸借対照表を理解したものである。そこで、将来計算の立場からは、たんにそれらが財貸用役の運動を表わすという以上に、その性質をも考慮した内容規定を必要とするわけである。したがって、そのためには取得原価主義からの離脱も示唆されるが、当面はこうした貸借対照表項目の実質的な再解釈によつて、伝統的な貸借対照表論に欠けていた将来指向性の意味づけが急務である、と強調されたのである。

しかしながら、これだけでは伝統的な貸借対照表論の限界が

克服されたとはいへない。すなわち、その限界のひとつは、過去の取得原価資料のみではやはりそこから類推できる将来の状況に限度がある。いまひとつには、企業外部の利害関係者に対しても、法的規範による貸借対照表のみでは、将来に向けて多元的かつ有用な情報を提供しえないという点もある。したがつて、今日の貸借対照表論は、たんにその将来指向性についての解釈のみではなく、より新しい概念を導入して、その計算構造を再構成する必要があるのである。

この点、ミュンスターマンの場合は、シュマールレンバッハの動的貸借対照表論を再吟味しながら、「新しい利益計算構造」についての検討をすすめているのである。^(注3)すなわち、ミュンスターマンによれば、シュマールレンバッハの動的貸借対照表の特徴は、その形式的意義が「成果作用的収入、支出計算として実現されている。その収入剰余が結果として全体利益となる」が、「期間損益算定目的のための規制的中間計算」の必要上、「一面、収入、支出、他面、費用、収益を期間成果計算」にひきつける過渡的計算として、各項目を期間損益計算にとつての未決項目である借方、前給付、貸方、後給付として示した^(注4)。また、その内容的意義は「貸借対照表の目的から設定され、その目的に適合した価値範疇を形成する一連の原則に基づいている」。このような原則のうち、「シュマールレンバッハは、とりわけ計算恣意性と可変的評価方法を忌避して比較可能性をとりあげた」。つまり、比較可能性を最高原則として計算確実性原

則から期間的には不平等でも費用の発生主義、収益の実現主義がとられ、同一性原則による貸借対照表の形式的継続性で補充する。そのうえ評価の均等性とその実質的継続性に依拠してこれを保証している。加えて、将来の不安定性に備える実践的慣習への考慮から「慎重性」の原則による保守的成果測定として比較可能性を規定しているのである。^(注5)

かくて、これら貸借対照表作成原則に規制されて、動的貸借対照表の価値範疇の序列が定まる。すくなくとも、ミュンスターマンの見解では、設備資産の評価に対しては調達価値＝取得原価がとられるが、これはその時価測定の計算不確実性と計算恣意を回避するものである。だが、その減価償却については、理論的に時価償却をとり、流動資産評価には低価主義、棚卸資産には恒常在高法をとることは、成果計算上での「架空利益」(Scheingewinn)を排して実質的な比較可能性を守るという理由であろう、というわけである。

そこで、ミュンスターマンは、以上のようなシュマーレンバッハの動的貸借対照表論に対し、多くの権威者がその完全化と修正補充につとめたが、そこで問題とされた点がそのままのちにまた「現代会計理論」との関連でも問題になったと考える。すなわち、動的貸借対照表の展開過程では、まず借方の現金、貸方の資本が未決項目と解釈できないという点が問題となったが、このように「個々の未決項目の批判により動的貸借対照表の矛盾を指摘する試みと、そこからこの思考体系を充実する試

みは失敗した。^(注6)シュマーレンバッハ自身、最後にはこれらの項目の動的解釈を放棄する誤りを犯したが、資本はその拠出者が企業から引き上げるかもしれない未実現支出、現金は貨幣資本循環の枠内で清算時に流出する既収入未支出という点に力点がある。だが、幸わい、コジオーールの收支的貸借対照表論^(注7)、そうした未決項目の形式的拡大をはたし、「唯一の勘定系統、つまり支払系統で間に合わせることに成功し」、「それ自体、完結な矛盾のない形式解釈を動的貸借対照表の枠内で可能にした」のである。^(注8)

他方、シュマーレンバッハの内容的意義をなす価値原則に関する問題点は、ハゼナックのいわゆる「中間的一致」(‘middle run’-Kongruenz)においてその目的手段適合性の究明と内的矛盾の純化がはかられた。^(注9)すなわち、一致の原則と比較可能性原則に関連する評価問題は、費用はすべて発生主義、収益はすべて実現主義で把握して、「慎重性」原則と結合した計算確実性原則を貫徹せしめ、「中間的一致」により誤った評価から生じた成果を発生時点で修正すべき特別勘定から回避せしめることによつて解決したわけである。^(注10)

ところが、このような動的貸借対照表の発展のうえに、経済的利潤概念とこれに相応する評価論の再検討が要請された。これは商法上の分配可能利益が実現原則によつて過去指向であり、企業の運営、指導のためにはその目標達成度合と将来の効果をふくむ成果測定が必須であるという批判から起った。この

ような新しい要請に対して、ケルン学派のミュンスターマンは、やはりその動的貸借対照表論の系譜のうちに経済学的利潤概念を導入することの意義と可能性を考察してゐるのである。やうに節を改めてさうした問題をとりあげてみる(註1)として。

(註1) K. Käfer, "Die Bilanz als Zukunftsrechnung", '62.

(註2) D. Schneider, Bilanzgewinn und Ökonomische Theorie, ZfB, '64.

N. Szyperski, Neuere Bemühungen um Grundlegung und Formalisierung der Theorie der Unternehmungsrechnung in den U. S. A., BFuP, '64.

H. Münstermann, Die Bedeutung des Ökonomischen Gewinns für der externen Jahresabschluss der Aktiengesellschaft, WPg, '66.
(註3) H. Münstermann, Dynamische Bilanz, Weiterentwicklung und Bedeutung in der neuesten Bilanzdiskussion, ZfBf, '66.

(註4) H. Münstermann, a. a. O., S. 514.

(註5) H. Münstermann, a. a. O., S. 514.

(註6) H. Münstermann, a. a. O., S. 517.

(註7) E. Kosiol, "Bilanzreform und Einheitsbilanz" 2 aufl., '49.

derselbe, "Pagatorische Bilanz (Erfolgsrechnung) In Lexikon der kaufmannischen Rechnungswesen, 3 Band, 2 aufl., '56

(註8) H. Münstermann, a. a. O., S. 518.

(註9) W. Engels, Betriebswirtschaftliche Bewertungslehre im

ドイツ会計理論の現代的即応

licht der Entscheidungstheorie, Bd 18 der Beiträge zur betriebswirtschaftlichen Forschung. Von. E. Gutenberg, W. Hasenack K. Hax, '62. S. 200.

(註2) H. Münstermann, a. a. O. S. 520.

なお、このミュンスターマンの所論については、浅羽二郎著『現代会計学の展開』昭和四四年、白桃書房刊第三篇、第二章参照。

三 新しい利潤概念の導入

さて、最近の新しい利潤概念のドイツ動的貸借対照表論への導入という問題において、ミュンスターマンの検討はさきにあげたケーファーの所論を手掛りにして展開している。すなわち、ミュンスターマンはケーファーの指摘した静的な商法的貸借対照表観に対する批判には賛意を表する。だが、その将来指向的理解に対しては「動的貸借対照表観にさわめて接近していると信ずる」が、「貸借対照表内容の形式的解明にはほとんど共通性は確立されていない」という。^(註1)そこで、この過去指向性と将来指向性との相違をあきらかにするため、ミュンスターマンは、成果尺度としての経済的利潤概念と会計的利益概念とを対置してみるのである。

すなわち、経済的利潤概念は「経営所有者の拠出額に企業の成果資本を減ずることなしに任意に付加しようる価値」と定義しうる。この成果資本は、利益を生み出す資本として将来の収入、支出の割引きによって算出される企業の全体価値である。もと

よりこの全体価値の変化は期間成果に作用するから、「一般に期間利益は（投資家による）引出額（配当）と全体価値の減少分の合算額」ないし「期首の全体価値の計算の基礎となる割引率による利子発生額」といえよう。かかる全体価値ないし成果資本の変動分としての利益概念は、形式的には伝統的な会計的利益概念に類似するが、実質的には両者の資本概念の相違によって異なる。つまり、伝統的、法律的資本概念は名目的自己資本として、「所有者の基金から経営者に委託された財務基金」であり、利益はその変動分である。これに対して経済的資本概念は将来の収益価値として「見積られた将来の収入余剰の元本基金」である。したがって、その名目的自己資本と将来収益価値的な成果資本との差額部分を「のれん」と称すれば、その「のれん」が一定である場合にかぎって両利益が一致することになるだろう、というのである。^(注2)

確かに会計的利益概念はその計算時点において将来の効果を具体的に示すことはできない。これに対し、経済的利益概念はあらかじめ将来の収入余剰が一定の前提のもとに期間配分されているから企業指導に具体的な指針を与えることができるかもしれない。だが、その導入にはなお理論的にも実践的にも多くの問題があるのである。

まず第一に、両者とも貸借対照表の目的の経済性の尺度としての成果測定にある点では共通するだろうが、期間成果として何を認めるかにおいて差異がある。ことに、動的貸借対照表論

では、その算定原則として成果作用的収入、支出それぞれ実現原則、発生原則によって期間配分する。これに対し、将来指向的思考では実現原則の放棄を求め、意思決定の時点で期待される将来のすべての収入余剰を把握する。だが、その把握は見積りであり、必然的に計数の不確実性と計算恣意がはいりこむ。さらに全体価値算定の際の割引率も個別経済の観点から一般利子率をとることに問題がある。と同時に、選定した計算利子率ではその主観性を免れないのである。

第二に、「経済的利益概念の貸借対照表示が実践的に貫徹しうるかいは疑わしい」。このような実践的適用性は年度決算にとつて妥当か、さもなければ経済性の測定原理を充足する会計制度たりうるか、という二つの異った基準によるが、「経済的会計制度へ経済的利益概念を導入することは——F・シュミット、H・ゾンマーフェルトの概念と同様——、貸借対照表の過大要求を強調することになる。年度決算への導入は、その全体価値の主観的、将来指向的性格からみても、客観的で管理可能な評価原則を適用し難く、独立した機関による超主観的監査の可能性ないし恣意的解釈におちいる危険があるのである。^(注3)

こうして、ミュンスターマンは「総括的に、経済的利益原則による貸借対照表表示は、成果測定の目的設定から導かれた理論的要求には応じうるが、簿記の経済性によるのと同様、貸借対照表価値の客観性および管理可能性による公準に照らして実

実践的には貫徹不可能である」。むしろ、経営成果に対する外的作用、例えば景気、競争、流行、構造的な作用などを消去して動的貸借対照表の表示能力を高めることにより、「最新の貸借対照表論議の光の中でも、確実に実践的要求に応じた基礎を提供できる」よう、経済的利益概念の導入や、将来指向的要求は並列計算の形により、内部的貸借対照表において、または独立の貸借対照表で別に示すべきものであろう、とのべているのである。^(注4)

以上のように、ミュンスターマンの論稿を手掛りに、最近のドイツ会計理論における「新しい利潤概念」の導入経過とそれをめぐる論議について概観してきたが、すでにアメリカにおける「現代会計理論」の動向をみてきたところからかえりみるならば、そこになおいくつかの問題点が指摘される。ひとつは、ミュンスターマンの経済的利益概念と会計的利益概念との対置において、主観的な経済的資本概念に対する理解とその導入に対する批判には賛意を表すが、これを直ちに会計上の名目的自己資本と対置し、両者の差額を「のれん」と把握している点で不十分である。このような対置においては、すでにエドワーズとベルが指摘していたように、両者の媒介項として、「客観的な企業財産の市場価値」の測定という問題がとりあげられねばならない。ミュンスターマンの所論には、エドワーズとベルのいう(1)、近代経済上の利潤概念たる主観的利益(2)「オポチュニティ・コスト」基準による実現可能利益、(3)「カレント

・コスト」基準による経営利益、(4)従来の会計学的利益たる実現利益という段階規定もなく、いきなり(1)経済学的利潤概念と(4)会計学的利益概念とが対比され、両者の差額を「のれん」としてこれが一定である場合に「一致」するもののように短絡している。その意味において、ミュンスターマンの吟味も部分的でしかありえないといわざるをえないのである。

しかしながら、ミュンスターマンはまた別の論稿において、このような経済的利益概念の貸借対照表表示の問題について検討を加えている。この点は、すでに指摘したように、アメリカ「現代会計理論」にとっても結局「手詰り」に追いこまれた重要な問題であったので、なおその点に関するミュンスターマンの提言をみてみなければここで吟味も充分ではないことになるだろう。^(注5)まず、ミュンスターマンによる例示に従って具体的にみてみよう。

みられるとおり、ミュンスターマンの例示ではエドワーズとベルによって示された主観価値維持のための運用計画の計算例を勘定形式で示したにとどまり、それに加える企業財産の市場価値維持のための運用計画は、たんに当期の収入、支出として示されるのみで、伝統的な成果資本と全体価値の現価が並存的に表示されているにすぎない。これではたちまち年度貸借対照表に新しい利益概念を導入する場合の理論的斉合性と実践的可能性の衝突にたちいたる。その点、ミュンスターマン自身も、「新しい利潤概念」測定における見積りと計算利率選定の恣

ミュンスターマンの計算例

〔I〕	t_0	t_1	t_2	t_3
収入	—	9,000	11,000	{8,000 2,000 (売却収入)}
支出	—	7,500	8,500	6,500
引出額	—	1,500	2,500	3,500

これを計算利率として成果資本と、その変動分を求めると

	t_0	t_1	t_2	t_3	(計)
(1) 成果資本	6,310	5,315	3,241	0	
(2) 成果変動分	△995	△2,074	△3,241		△6,310
(3) 引出額	1,500	2,500	3,500		7,500
(2)+(3) 経済的利益	505	425	259		1,189
(1)×0.08 (成果資本の利子)					

$$\begin{aligned} \text{注) } 6,310 &= \frac{1,500}{(1+0.08)} + \frac{2,500}{(1+0.08)^2} + \frac{3,500}{(1+0.08)^3} \\ 5,315 &= \frac{2,500}{(1+0.08)} + \frac{3,500}{(1+0.08)^2} \\ 3,241 &= \frac{3,500}{(1+0.08)} \end{aligned}$$

〔II〕 これから t_0 時の開始貸借対照表を作成すれば次のようになる。

(収入)	開始貸借対照表	(支出)
将来収入の現価	25,701	将来支出の現価
/		成果資本
25,701	25,701	19,391
		6,310
		25,701

$$\begin{aligned} \text{注) } 25,701 &= \frac{9,000}{(1+0.08)} + \frac{11,000}{(1+0.08)^2} + \frac{10,000}{(1+0.08)^3} \\ 19,391 &= \frac{7,500}{(1+0.08)} + \frac{8,500}{(1+0.08)^2} + \frac{6,500}{(1+0.08)^3} \end{aligned}$$

t₁ 時の期末貸借対照表の次のようになる。

(収入)	期末貸借対照表	(支出)	
将来収入の現価	18,758	将来支出の現価	13,443
支払資金	1,500	成果資本	6,310
		利 益	505
	<u>20,258</u>		<u>20,258</u>

$$\text{注) } 18,758 = \frac{11,000}{(1+0.08)} + \frac{10,000}{(1+0.08)^2}$$

$$13,443 = \frac{8,500}{(1+0.08)} + \frac{6,500}{(1+0.08)^2}$$

t₁ 時の開始貸借対照表では成果資本は利益を合して 6,815 となる。

[Ⅲ] なお、t₀ 時から t₁ 時の損益計算書は次のようになる。

(費用)	損 益 計 算 書	(収益)	
将来収入の現価の減少	6,943	将来支出の現価の減少	5,948
支出の現価の増加	0	支入の現価の増加	0
当期の支出	7,500	当期の収入	9,000
利 益	505		
	<u>14,984</u>		<u>14,948</u>

エドワーズとベルの計算例

期	正味受取 機械か証券か	現金	機械	証券	計	期末の主角 価値V _t	実現可能利益 P R	主観利益 (配当) S P	証券投資 (留保)	次期初の市場の価値 M _t	次期初の主観価値 V _t	主観的のれん S G R S G
t-1	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8) = (5) - (11) - (9) = (7) - (12)	(10) = (3) - (9)	(11)	(12)	(13) = (7) - (6) (14) = (8) - (9)
t	4,000	4,000	7,000		11,000	17,923	1,000	853	3,147	10,147	17,070	6,923 147
t+1	7,000	157	7,157	4,000	14,304	17,923	4,157	853	6,304	13,451	17,070	3,619 3,304

i) 機械は、\$4,000, \$7,000, \$8,000, の正味受取額をもたらすものと仮定すれば、主観価値の計算は

$$\frac{4,000}{(1+0.05)} + \frac{7,000}{(1+0.05)} + \frac{8,000}{(1+0.05)} + 17,070 \text{ (利子率5\%)}$$

ii) 証券投資は、機械の減価分と「主観のれん」減少額に相当する。なおこれは5%の利益をもたらすものとする。

iii) 機械は、\$3,000ずつ定額で減価するものとする。

(注) E. O. Edwards & P. W. Bell, *ibid.* P.P. 30~40. 表1, 表2. を筆者が要約整理したものである。

意性、多元的表示の困難性、さらには内部管理の有用性と外部利害関係の調整に問題があり、そうした資料を報告する負担の経済性からみても、むしろ年度貸借対照表とは別個の独立した会計情報として提供すべきであると結論していたのである。その意味では、はじめから「新しい利潤概念」導入の問題を否定するために、その吟味を加えたものという批判もなりたつのであって、ケルン学派のミュンスターマンとしては、むしろ動的

貸借対照表論の妥当性擁護のための所論であったといわねばならない。^(注10) ところが、このようなミュンスターマンの所論を通して、アメリカ「現代会計理論」にあってさほど意識されなかった企業の全体価値評価と個別価値評価の問題が浮彫りされてきた。すなわち、ミュンスターマンは、経済学上の利潤概念は企業の全体価値すなわち収益価値に基づくもので、その変動分と配当

額の合計が全体価値に生じた利子であると認識する。これはエドワーズとベルの主観価値と主観利益の出発点と同一であることはいままでもない。ミュンスターマンはそこからこのような企業の全体価値を成果資本と概念し、これを伝統的な自己資本と対比したのであった。自己資本は所有者の貨幣資本によって経営者に委託された企業財産である。ということは、これまで伝統的会計がとりあげてきた自己資本の評価は企業財産を構成する財貨の個別価値を評価することにほかならない。とすれば、経済学的利益概念と会計学的利益概念の対比は企業の全体価値評価と個別価値評価との対比にほかならないことを示唆するのである。^(注7)

かくて、ミュンスターマンの所論に対する吟味には、さらに企業の全体価値評価と個別価値評価の問題をあきらかにしてみるのでなければ、たんにその経済学的利潤概念導入の問題における短絡も、伝統的な会計構造の中への組み入れ拒否の根拠も明確にしたことにはならないのである。そこで、次に節を改めて、この点をドイツにおける「企業価値評価論」の伝統からかえりみ、さらにそこからアルパツハヤゲエブルによって展開された「総合貸借対照表論」の吟味にすんで、この経済学的利潤概念の貸借対照表表示の問題を企業の全体価値評価と個別価値評価の関連において再検討してみる必要があるだろう。そのことによって、いわばドイツ会計理論の現代的即応の動向もまたはじめて完全な把握が可能になるといわねばならない。

ドイツ会計理論の現代的即応

(注1) H. Münstermann, a. a. O., S. 524.

(注2) H. Münstermann, a. a. O., SS. 526~527.

(注3) H. Münstermann, a. a. O., S. 530.

(注4) H. Münstermann, a. a. O., S. 531.

(注5) H. Münstermann, Die Bedeutung des ökonomischen Gewinns für den externen Jahresabschluss der Aktiengesellschaft. W. Pg. '66. S. 583.

なお、この計算例については、高田正淳稿「ドイツ会計思想の展開」講座現代会計Ⅰ、昭和四四年、中央経済社刊、七四~七八頁によって提示されたものをさらに要約、整理して示したものである。

(注7) 浅羽前掲書、一八二頁参照。

なお、ミュンスターマンはその所論の展開にあたって、アメリカで発表された諸論文や J. Honko, Über einige Probleme bei der Ermittlung des Jahresgewinn der Unternehmung, ZfB, '65. 11 によって、やがに、ケーファーを通して W. J. Vatter "The Funds Theory of Accounting and Its Implication for Financial Reports", '59. なども研究しているが、ミュンスターマンの論稿にはエドワーズとベルとの所論についてとりあげられていなかった。その後これをミュンスターマンとの討論の素材として私見を加えたことを付記しなれどならない。

(注7) H. Münstermann, a. a. O., S. 531.

四 全体価値と個別価値の評価

もともと、ドイツの「企業価値評価論」は、企業全体が「資

本として有する価値」、つまり利潤獲得力をどのように評価するかという問題をとりあげて発展した領域である。通常、このような企業価値といえ、(1) 原初的投資額を指す場合、(2) 企業の処分価値または精算価値を指す場合、(3)「資本としての価値」または収益潜在価値を指す場合、(4)形成された資本財の価値を指す場合などがある。(1)、(2) の場合は貨幣価値でそのまま示されるが、(3)は資本化された計算価格で示され、(4)の場合は全体価値でなく個別価値を基礎として集計される。「企業価値評価論」では、このうち(3)をとりあげてきたわけであるが、その計算法においては、①株価法、②利益還元法、③配当還元法、④給付法、⑤収支差額法、⑥原価比較法、⑦純収入法が用いられ、さらに(4)の資産価額総計法にいたるまで論者により実に様々な方法で提示され、それぞれ概念的にも相違がみられた、という。^(注7)

もとより、こうした企業評価はその主体の金融者、企業者、株主から国家等の利害関係者の立場によってとるべき方法も異なる。だが、究極的な問題はその資本化における利子率であり、補助価値として算定される実物価値の評価方法であった。たとえば、初期の農地、森林の評価では一般利子率による収益還元法が用いられたが、建物等にはそれと実物価値(再調達価値)との中位価値が用いられた。やがて、一般価値概念(効用価値)の普及から個々の財貨毎の個別資本化率による収益還元法が用いられたが、その後証券市場の発達から株式法が用いら

れるようになった。そこではたんに配当を一般利子率で還元するのみではなく、企業財産の実物価値との差額たる「のれん」を考慮した追加利子率が用いられた。その結果、再び中位価値概念が復活し、近代における論議もたえずその利子率の二元化、収益価値と実物価値との離合が問題となってきたのである。

この点、ドイツ会計学の祖シュマールレンバッハにあってても二元的评价法がとられ、競争危険を顧慮しない場合は収益価値、顧慮する場合は実物価値が収益価値に接近するからむしろ実物価値を重視することになっていた。しかも、その収益価値の算定には過去の利益を調整、平均した比較収益(Vergleichserfolg)を求めて修正し、同種企業で期待しうる有効利子(effektiven)で資本化し、その実物価値は一種の処分価値であった。

その後、動的评价論の抬頭により企業価値は将来指向により収益価値に一元化されたが、しだいに個別企業の立場から共同経済的調整がはたらくようになった。そこで、還元さるべき収益の決定に収支差額思考がはいり、その資本化率に不確実性要因が加味されて、企業価値評価の問題はむしろ実質資本維持計算の問題に「置換」されるようになってきた。このため、最近にいたってもなおその収益概念と資本化率の決定をみるにいたらず、さらに収益価値と実物価値の二元にたえずゆれ動いていたのである。それで、結局、現代にいたって「企業価値評価論」はどのようにそうした問題を解決しているのか。結論を急い

で、これについてミュンスターマンの所論をみるることによって一応「企業価値評価論」から提起した現代会計理論への示唆をみてみよう。^(注2)

ミュンスターマンによれば、企業価値は効用価値であり、その算定には、純収入超過額相当の現金価値を収益とし、比較考量さるべき投資計算上の内部利子率として、付加危険をも考慮し、修正した資本化率を用いる。かくして計算された現在収益価値、つまり収益の資本化価値が、合併、精算の場合など、企業の売却価格の下限と購入価格の上限をなす。他方、企業と投資家の関連から、継続企業の全体価値の確認には実体価値が用いられる。この実体価値と収益の資本化価値との差額たる「のれん」(したがって前節における「のれん」概念と内容的に異なる点に注意する必要がある)と、未来指向における経営の増殖または減耗した価値を指示する決定基準となる、と結論づけられるのである。

このミュンスターマンの結論は、すでに試みてきた経済学的利潤概念と会計学的利益概念との関連、さらにはその資本化価値法における全体価値評価と個別価値評価との関連を、収益の資本化価値と実体価値との関連においてとらえ、両者の差額たる「のれん」の重要性を指摘したものである。だが、このような関連は、収益の資本化価値自体、原理的には擬制資本価値としての企業の全体価値を求めめるものである。これに対して、「新しい利益計算構造」で求められた実体価値の測定はあくま

で、その現実資本価値としての企業財産の個別価値である。そこにおいて、全体価値と個別価値とは、原理的に次元の異なる価値概念である。とすれば、問題は、そうした全体価値と個別価値の本来的特質がどのように規定され、表示されるか。その意味でのちにアルバツハはその総合貸借対照表論^(注3)でこの問題ととりあげたので、それをみてみよう。

アルバツハによれば、「総合的貸借対照表」という名称は、法学的観点と経営経済学的観点との総合をはかるような不遜な考えによるのではなく、個別評価との逃れ難い矛盾を自己完結的な評価理論で克服する試みにもとづくものという。^(注4) すなわち、伝統的な会計的利益概念と経済的利益概念をひとつの貸借対照表で表示する場合、個々の財産項目をその収益価値によって評価計上するとしても、収益獲得に関係しない無形資産などの項目(これらは利益控除項目ともいえる)が計上されないばかりか、企業の全生命期間は個別財産より長いし、その全体評価の利子率と個別評価の収益率とは常に同じではない。資本化価値法は個別評価をしないから問題とならないが、全体評価と個別評価を統一するためには、これに代って内部利子率法(Prüfer Zinsfuß-Methode)による「総合貸借対照表」が構想されるのである。シュナイダーによれば、このような「投資の内部利子とは、ある時点に関連ある一切の収入、払出の現価がひとしく零となるような利子である」。^(注5) そこで、個別評価と全体評価の問題には、このような個別項目と全体とに共通する内部

アルパッタの計算例

〔Ⅰ〕 将来収入 $e_1, e_2, e_3, \dots, e_n$

将来支出 $a_1, a_2, a_3, \dots, e_n$

とすれば、現時点の投資（支出） a_0 、利子率 r

$$a_0 + a_1(1+r)^{-1} + a_2(1+r)^{-2} + \dots + a_n(1+r)^{-n}$$

$$= e_1(1+r)^{-1} + a_2(1+r)^{-2} + \dots + e^n$$

$$\therefore a_0 = \sum_{t=1}^n (e_t - a_t) (1+r)^{-t}$$

いま、次のような例題をとれば

	t_0	t_1	t_2
収入	—	6,400	11,680
支出	12,000	2,000	2,000
純収入 (支払資金)	—	4,400	13,680

内部利子率は次のように10%となる。

$$12,000 = -2,000(1+r)^{-1} + 6,400(1+r)^{-1} - 2,000(1+r)^{-2} + 11,680(1+r)^{-2}$$

$$r = 0.1$$

〔Ⅱ〕 t_0 時の開始貸借対照表は次のようになる

開始貸借対照表

過去の投資支出 (回収さるべき資本)*	12,000	$r=0.1$ の場合の 将来の収入, 支出の現価 (維持されるべき資本)
		12,000

$$\text{注) } 12,000 = (6,400 - 2,000) (1+0.1)^{-1} + (11,680 - 2,000) (1+0.1)^{-2}$$

t_0 時の期末貸借対照表は次のようになる。

期末貸借対照表

未回収支出	8,800	t_1 における収入・ 支出の現価 利益	12,000
支払資金 (純収入)	<u>4,400</u>		<u>1,200</u>
	<u>13,200</u>		<u>13,200</u>

$$* \quad 8,800 = (11,680 - 2,000) (1 + 0.1)^{-1}$$

損益計算書

支 出	2,000	収 入	6,400
投資支出の回収	3,200		
利 益	<u>1,200</u>		
	<u>6,400</u>		<u>6,400</u>

- 〔Ⅲ〕 上表における支払資金、つまり純収入は損益計算上の収入と支出の差(6,400-2,000)で、これから維持すべき資本である。 t_0 時の将来収支の現価に内部利子率10%を乗じてえられた利益1,200を差引くと、投資支出の回収3,200をうる。そこで、 $t_0 \sim t_1$ の損益計算書は次のように書き替えられる。

損益計算書

減価償却費 (投資支出の回収)	3,200	純収入(支払資金)	
利 益	<u>1,200</u>	収 入	6,400
	<u>4,400</u>	支 出	<u>2,000</u>
			<u>4,400</u>

- (注) この投資支出の回収とはいわば減価償却費に匹敵するものであるが、ゲ
ェプルによれば「評価原則によって決定されるのではなく、利益——分配
のために利用しうるに違いないものとする額——を控除した後に残留す
る金額として生ずる」(H. Göppl, Die Gestaltung der Rechnungslegung
Von Aktiengesellschaften unter Berücksichtigung der neuen bilanzth-
eorischen Diskussion WPG, '67, S. 570). ものとする。

利率率が重要な意味をもつ。それは次のような算式によって求められるが、具体的に計算例でみてみよう。^(注6)

このようにみてみると、「総合貸借対照表」は必ずしも個別評価と全体評価を総合したのではなく、個別評価と称しながら収入余剰の計画化を貫徹しようとしたもの、つまり、その利益決定をあらかじめ内部利率に依拠し、さらにこれを収入余剰から控除した残額を減価償却費として留保するという限りで、いわば経済的利益概念を接合したものである。換言すれば、その全体評価とは将来収支を計画し、その現価が等しくなるような特殊の前提のもとに計画された利益を確保するためのものである。またその個別評価も、減価償却費の決定においてみたように、計画利益に合せて確保するために同一の利率、将来収支の額に依存せしめたものといわねばならない。したがって、このような個別評価では個々の投資資産の特性が無視されているばかりか、その費用概念自体も伝統的な成果計算と相いれないことになり、むしろ投資とその回収の計画設定手段にすぎないことになるのである。

この点、ミュンスターマンもこのような全体評価と個別評価、あるいは企業の全体価値と個々の財産項目の収益価値とは別個のものであり、直接関係せしめない。これらを結びつける唯一の便法は、すでにのべたように、個々の財産項目を実質的な評価原則で評価し、その結果算定された実体価値と企業の全体価値すなわち成果資本との差額を「のれん」として貸借対

照表に計上することである。それ以外に伝統的成果計算に経済的利益概念を導入、接合する方法はないという。とすれば、問題はそうした「のれん」の測定、表示にあるが、その前提には、全体価値の評価において収益の資本化価値が確立され、また個別価値の評価において実体価値の算定において、主観性と客観性の矛盾対立という問題が解決されなければならぬ。総合的貸借対照表論においてもなおこの問題の解明が不充分であり、(さらにここではとりあげなかったハックスなどによる実体資本維持論の研究も必要であるが)、その解明をみたうえ、はじめて全体価値評価に接近する「オポチュニティ・コスト」基準と個別価値評価に用いられる「カレント・コスト」基準との関連など、その評価基準そのものが整備されねばならない。そのことを通じて、すでに指摘したように、擬制資本価値としての全体価値と、現実資本価値としての個別価値の本性を明らかにしなければならぬだろう。かくして、本稿の主題に対するわたくしなりの結論もまたえられたようである。

(注1) ドイツの「企業価値評価論」については小野二郎著『企業評価論の研究』、昭和三八年、神戸大経済経学研究所周刊、参照。

(注2) H. Münstermann "Wert und Bewertung der Unternehmung," 66. SS. 151~152.

(注3) H. Albach, Grundgedanken einer Synthetischen Bilanztheorie, ZfB, 65.

(注4) derselbe, a. a. O., S. 21.

(注5) E. Schneider "Wirtschaftlichkeitsrechnung, 5 auf1, '64.

S. 10.

(注6) この計算例についての要約、整理には、武田隆二稿「ドイツ

会計学の転向」、会計九三巻六号、参照、

(注7) H. Münstermann, Dynamische Bilanz : Grundlagen, Weiterentwicklung und Bedeutung in der Neuesten Bilanzdiskussion, ZfBf. '65, S. 527.

結びにかえて

以上のように、わたくしはドイツ会計理論の現代的即応を、主として現代会計の特徴たる近代経済学的利潤概念に焦点する会計構造の再構成問題をめぐってさぐってみたのである。

わたくしは、まず、「現代会計理論」の動向が、何よりもその経済学的利潤概念の測定に要請される時価評価を理論的に首尾一貫せしめようとする場合、伝統的な原価主義会計にひそんでいる保守主義会計実践の政策的考慮と衝突し、「破綻」せしめられてしまったことをあきらかにした。そして、こうした動向が、技術的には多元的な会計情報のひとつとして「カレント・コスト」資料の客観性を保証できるとしても、かかる資料の役立ちが、つまるところは現代資本主義のもとにおける個別財貨価格の不均等騰貴に対処する経営者の意思決定評価にあるものと考えた。

と同時にまた、その過程で、アメリカ「現代会計理論」がそ

ドイツ会計理論の現代的即応

の「破綻」を弥縫するためにも、すでに過去の会計構造と「断絶」し、会計情報論としてむしろ政策的な歩みをとりはじめたことをも露わにしたのである。

これに対し、ドイツ会計理論の現代的即応は、とりえず伝統的な動的貸借対照表論を未来指向的に解釈し直す作業からはじめて、しかるのち近代経済学的利潤概念の導入問題をとりあげている。そして、結局、ミュンスターマンによるかぎりでは、経済学的利潤概念の測定が主観性を払拭しえないのに対して、会計学的利益概念は名目的な所有者の提供した貨幣資本の維持を離れられないという原理的、実践的建前のみならず、その測定と客観性という点でもなお確固たる基盤を有している。したがって、将来指向をとる経済学的利潤概念の測定問題は、せいぜい内部的または独立の貸借対照表で報告さるべきものとして年度決算の制度会計領域にははいれないものといわざるをえないことになっている。

しかしながら、このような所論には、なお近代経済学的利潤の測定と伝統的な会計的利益概念を中間項なしに対置している点で問題があった。エドワーズとベルの所論にみるまでもなく、アメリカ「現代会計理論」は経済学的利潤概念そのものを測定しようとしているのではなくて、むしろのちに「企業価値測定論」で問題にした企業の実体価値の測定に焦点をおいているのである。それゆえ、問題はドイツ会計理論の現代的即応が、動的貸借対照表論の伝統のなかで、原価主義に基づく名目的な自

己資本の維持をはなれて、時価評価による企業の実体価値測定
の会計構造を再構成できるかどうかである。

この意味において、ドイツ会計理論におけるもうひとつの伝
統たる「企業価値評価論」から「総合的貸借対照表論」の展開
においては、いわゆる全体価値と個別価値との対比という形
で、主観的な収益の資本化価値と客観的な実体価値とを対比し
て、いわば原理的な擬制資本価値と現実資本価値の問題をとり
あげていた。アルバッハによる「総合的貸借対照表論」は、こ
のような対比において全体価値と個別価値との評価に共通する
内部利子率の適用を提唱していたが、その場合の個別価値は減
価却費の決定においてみたように、投下資本の回収における
計画化のために評価されたものである。その意味では、いわば
経営計画における全体計画と個別計画、あるいはピリオド・プ
ランニングとプロジェクト・プランニングの相違を示したもの
にすぎないのである。

したがって、ドイツ会計理論の現代的即応における当面の課
題は、何よりも企業の全体価値としての経済学的利潤概念の測
定問題ではなく、むしろそれに対比すべき個別価値としての
実体価値を測定することにある。アメリカ「現代会計理論」の
場合は、そうした実体価値を「カレント・コスト」基準によっ
て測定しようとして「破綻」した。ここでとりあげたドイツ会
計理論にあつては、原理的な擬制資本価値と現実資本価値との
識別においても、技術的な評価基準の確立においても、なお不

明なままその後の展開が停滞している現状である。その意味
で、本稿の主題の解明には、今後さらにハックスなどに示され
た実質資本維持論の吟味にむかわれなければならないが、最近
のドイツ会計学界では、必ずしもそうした実質資本維持論に焦
点する時価主義会計ないし貨幣価値変動会計の研究が不活発の
ようにみうけられる。その理由のひとつとしては、一九六〇年
代を通して西ドイツの経済において相対的に物価変動が激しく
なかつたという事情があげられるようである。ところが、すで
にみたようにアメリカ「現代会計理論」の形成を起動した「現
代インフレ」下における個別財貨価格の不均衡騰貴という要因
がドイツにもみられるようになるにつれて、それがドイツ会計
理論の現代的即応にどのような関連をもっているか、という点
から本稿の主題を再吟味してみる必要もある。とりわけ、「七
〇年代」をむかえて国際通貨体制の再編成が焦眉の急務となつ
てきた現在、これにともなう一般物価水準の変動に加えて国際
的な管理価格カルテルの形成からもたらされる個別物価水準の
変動もまた顕著である。その意味において、今後ともドイツ会
計理論の現代的即応について、こうした国際的環境の変化のな
かで、アメリカやヨーロッパ諸国、さらにはわが国における現
代会計の展開と対比しながら、その動向を見定めて主題の考察
をさらに深めてゆきたい。

付：本稿は発表の都合もあつて一部さきに拙著『企業会計の基礎理論』

ミネルヴァ書房刊の第四章第三節に再録されたことを付記する。